

## 令和8年度 しが多文化共生県民交流推進事業費補助金募集要項

### 1 事業概要

#### (1) 目的

県内各地域における日本人と外国人との交流機会の創出を促進することで、本県の多文化共生の推進を図るものです。

#### (2) 事業内容

##### ①補助対象者

次の要件を全て満たす者が補助対象者です。

ア：多文化共生の推進に取り組む非営利団体であること。ただし、地方公共団体は除く。

イ：滋賀県内に事務所または活動拠点を有する団体であること。

ウ：全国組織で県内に支部を有する団体の場合は、当該支部が補助事業を実施する権限を有していること。

エ：団体として、組織が確立しており、会計が明確かつ適正に処理されていること。

オ：原則として、過去に活動実績があること。

カ：公序良俗に反する活動を行っていないこと。

なお、実行委員会等の組織も対象となります。その場合、中心となる団体はア～カまで全ての要件を満たしていること、その他の団体はイ～エおよびカを満たしていることが必要です。

##### ②補助対象事業

次の要件を全て満たす事業が補助対象事業です。

ア：滋賀県内の日本人と外国人の交流を推進し、多文化共生の推進を図るための事業で、原則として、滋賀県内で開催され地域の日本人や外国人が広く参加できるものであること。

イ：事業による成果が、幅広く県内の日本人と外国人の交流を推進し、多文化共生の推進に寄与すると認められること。

ウ：補助対象事業者自ら企画し、主催する非営利の事業であること。

エ：補助対象事業者の活動に照らして、新規性が認められる事業であること。

オ：令和9年2月28日までに完了する事業であること。

カ：宗教活動、政治活動に一切属さない事業であること。

キ：県の他の補助金等を申請している事業または既に交付決定を受けた事業でないこと。

ク：県からの補助（滋賀県自治振興交付金等）を財源とする市町等からの補助事業や委託事業でないこと。

##### ③補助対象経費

- ・講師等への謝礼
- ・広報関係費
- ・会場費

- ・通信・運送費
- ・資材・教材費
- ・その他県が補助事業の実施に必要と認める経費

④補助対象経費として認めないもの

- ・飲食費（交流事業の資材（料理教室の食材など）は除く）
- ・参加者への旅費、宿泊費、販促品提供費
- ・販促物の製作に係る経費
- ・個人の持ち物となりうる物品購入費
- ・寄付金
- ・他団体への会費
- ・団体の運営経費
- ・交付決定前に支出された経費
- ・その他県が補助事業の実施に必要と認めない経費

⑤補助率、補助限度額

補助率：1／2以内（1者あたり補助上限10万円、下限なし）

⑥本補助金の手続きの流れ

令和8年5月11日（月）	募集開始
5月29日（金）	申請書類等の提出 締切
6月上旬	申請書類の審査および交付決定の通知
～2月末	補助事業の実施
事業完了から30日以内または令和9年3月10日のいずれか早い日	報告書等の提出
報告書等の提出から30日以内	額の確定
～3月末	補助金の支払

## 2 実施方法

### (1) 事業の募集期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月29日（金）まで

※申請総額が予算額を超過する場合には、申請締切前であっても募集を終了します。

※令和9年2月28日までに事業を完了してください。

### (2) 交付の申請について

申請者は次の書類を整えて、上記募集期間内に滋賀県総合企画部国際課多文化共生係に持参、郵送または電子メールで交付申請してください。

- ①補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ②しが多文化共生県民交流推進事業計画書（別記様式第2号）
- ③しが多文化共生県民交流推進事業収支予算書（別記様式第3号）
- ④その他参考となる資料（団体の規約、役員名簿等）

### （3）交付の決定について

#### ①審査

- ・提出された申請書類より、申請内容が交付要件を満たしているものについて、審査します。
- ・募集多数となった場合は、より効果的な日本人と外国人の交流推進による多文化共生の推進が認められる事業を優先的に採択します。
- ・同一年度における1事業者の交付申請は、1回を限度とします。

#### ②交付決定

- ・審査結果に基づき、予算の範囲内で交付決定の可否を判断し、その旨を申請者に通知します。

### （4）補助事業開始時の注意事項について

- ・補助決定者は、県から交付決定通知を受けた後に、補助事業の開始が可能となります。交付決定前の支出や契約等は補助対象外となります。
- ・実績報告時に、募集チラシや当日の写真、経費にかかる領収書の写しなどが必要となるので、漏れなく提出できるよう準備ください。

### （5）補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合および補助事業の中止・廃止等しようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

### （6）実績の報告について

補助決定者は補助事業が完了した場合は、次の書類を整えて、事業完了後30日以内または令和9年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

- ①補助事業実績報告書（別記様式第5号）
- ②しが多文化共生県民交流推進事業実績書（別記様式第6号）
- ③しが多文化共生県民交流推進事業収支精算書（別記様式第7号）
- ④事業実施状況がわかる資料（募集チラシ、当日の写真、領収書写し等）

### （7）支払関係書類における注意事項について

- ・支払は、事業完了（予定）年月日までに完了してください。
- ・金融機関振込での支払による場合、振込手数料は補助対象とはなりません。

### （8）補助金の額の確定について

- ・県は、補助決定者から実績報告書の提出を受けた後、書類審査および必要に応じて現地検査を

行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に通知します。なお、必ずしも交付決定額が補助金額となるわけではありません。

- ・なお、補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内に実績報告書を提出してください。

(9) 補助金の支払いについて

補助金の額の確定後に交付します。

(10) 交付規則への違反について

滋賀県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取消、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

3 書類提出および問合せ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町4-1-1

滋賀県総合企画部 国際課 多文化共生係

TEL：077-528-3063

FAX：077-521-5030

メールアドレス：kokusai@pref.shiga.lg.jp